

○[林久美子君](#) 民主党の林久美子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず冒頭、滋賀県選出の議員といたしまして、このたび、ふるさとの近江八幡市を、正に風景の国宝ともいうべき重要文化的景観の第一号にこのたび御選定をいただきましたこと、心より厚く御礼を申し上げます。県民の一人といたしましても、しっかりと美しい風景をこれからも守っていきたいと、大きな励みとなりました。本当にありがとうございました。

それでは、早速質問へと入らせていただきたいというふうに思います。

今回の法案は、盲・聾・養護学校における障害の重複化への対応、あるいは通常の小中学校における発達障害児などへの対応が大きな柱であるというふうに伺っております、非常に現状を踏まえた理念の下実行されるということで、一定の評価もさせていただきながら期待も抱いております。

しかしながら、先ほど馳副大臣の方からもお話ございましたけれども、これからの社会を考えていくときに、障害のある子供もない子供もともに学び育ち合っていくことが最終的には大きなノーマライゼーション社会の構築につながるのであるということのをベースに考えましたときに、国際的なインクルーシブ教育の流れとは逆の方向に向かってしまうのではないかなと、まだ分離・別学教育というものにこだわりを持っていらっしゃるのではないかなという懸念を払拭することができないということがございます。

そこで、本日は七十一条、七十五条を中心に、法の解釈も含めてお話を聞かせていただければというふうに思っております。

まず、七十五条の第一項では、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次号、各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別な支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとするというふうに記されております。

この規定は、幼稚園から高等学校のあらゆる教育機関におきまして、障害のある子供たちあるいは教育上特別な支援を必要とする子供たち

に対してしっかりと教育を行うものとするというふうに書いてあるわけですから、これは必ず行わなくてはいけない、まず義務規定であるという理解をしてよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○[副大臣（馳浩君）](#) 義務規定であります。

第二項で特別支援学級を置くことができるとしてありますので、そこにおいては義務規定として教育を行われなければならないというふうに御理解をいただきたいと思います。

また、冒頭の滋賀県の文化財としての指定、本当、おめでとうございます。というのは、景観のことについて改めて申し上げますが、地元の皆さんの取組のおかげで今日に残っているということを考えると、しっかりと我々としても、指定をした上で、今後とも是非そういった景観を大事にお守りいただきたいという熱い思いがこもっているということもまたお伝えいただけたらと思います。

よろしくお伺いいたします。

○[林久美子君](#) どうもありがとうございました。

それでは、もう一点、この七十五条について確認をさせていただきたいと思います。

後段、その他教育上特別な支援を必要とする児童、生徒及び幼児という文言がございますけれども、これはどのような子供たちを指しているのでしょうか。教えてください。

○[政府参考人（銭谷眞美君）](#) 七十五条一項にございます、「その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児」といいますのは、特別支援学級に在籍する児童生徒等を除きまして、LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害を含めまして小中学校等に在籍をする障害のある児童生徒等を指しているわけでございます。

○[林久美子君](#) 今のLD、ADHDという御答弁をいただきましたけれども、アスペルガーなどはこちらには含まれないというふうに伺っておるんですが、その点の確認をお願いいたします。

○[政府参考人（銭谷眞美君）](#) 小中学校等に在籍をしているアスペルガーの方もこの中には含まれるわけでございます。

○[林久美子君](#) 分かりました。ありがとうございました。

そして、七十五条第一項では教育を行うものとするというふうにかかれていて、教育がどの場において行われるのかということの規定はなされておりません。また、第二項で特別支援学級、こちらは置くことができるとされているわけでございますから、すべての学校に特別支援学級が置かれるということでは、現状もそうですけれども

残念ながらないということでございます。障害のある子供たちは、だから必ず特別支援学級に在籍しなくてはならないということにはならないというふうに取り出れることができるわけでございますが、この法案のレクチャーを受けたときに、実は基本的に障害の重い方は特別支援学校の方に行っていただくようにしてもらえればというような御発言もございまして、障害の重さに応じてやっぱり子供たちの行く先が分けられてしまうのではないかというような懸念を抱いているところでございます。

この文言を見たときの確認なんでもございますけれども、この七十五条第一項の解釈というのは、特別支援学級ではない通常の学級においても障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことができる。つまり、障害を持っている子供たちでも小中学校の通常学級に在籍をしながら通級指導を受けたりすることができるということがきちと保障されると理解してもよろしいでしょうか。

○政府参考人（[銭谷眞美君](#)） 七十五条の一項の規定は、小中学校等における特別支援教育の一層の充実のために、障害のある子供に対する教育の実施につきまして明示的に規定を設けたものでございます。障害のある児童生徒の就学する学校につきましては、保護者や専門家の意見を聞いた上で、当該児童生徒の自立と社会参加のために適切な教育が行われるように総合的に判断をされるものでございまして、今回の法律改正によりましてその大きな枠組みに変更はございません。

ただ、就学指導の結果、認定就学を含めまして、障害のある児童生徒が通常の小学校、中学校に在籍をする場合があるわけでございます。障害のある児童生徒を、その場合、特別支援学級に在籍をさせるか、通常学級に在籍をさせるか、又は通常学級に在籍をし、通級による指導の対象とするかどうかにつきましては、各学校において判断をするということになります。

つまり、障害のある子供の就学先につきましては、保護者や専門家の意見を聞きつつ、特別支援学級に在籍をさせるか、通常学級に在籍をさせるか、又は通常学級に在籍をし、通級による指導の対象とするかは学校の方で決定をするということになるわけでございます。就学先は通常の小中学校にするかどうかは教育委員会が決めまして、小中学校に在籍をした場合にどういう指導を行うか、これは学校が決定をするということになります。

○林久美子君 済みません、よく分かったような分からないようなという感じなんですけれども。

要は、ちょっと質問の順番が前後して大変申し訳ないんですが、今のちょっと御答弁を受けまして確認をさせていただきたいんですけれども、確かに認定就学制度というのがございますね。一定のきちっとしたハード、ソフトの支援が受けられるという体制がつくられて、きちっと認められて通っていると。しかしながら、実態を見ると、認定就学を受けて、かなりの財政的な整備もしていかななくちゃいけないので学校も市町村、やっぱり大変なんだと思うんですね。実態を見てみると、認定就学制度では認められてはいないけれども、それぞれの学校や設置者である市町村であるとかあるいは保護者の方、地域の方、いろんな方の支えを受けながら、いわゆるおっしゃるような認定就学のラインには乗らない障害を持つ子供さんたちも通常の学校で学んでいるという現状があるわけですね。

私はそもそも、確かに障害の種別に応じていろんな適切な教育を受けて社会に出ていかななくてはいけないと。子供たちがそして社会に出ていったときに、ちゃんと障害のある人ともない人ともともに生きていけると、そういう社会をつくっていかなくちゃいけないというのは、多分、この場にいらっしゃる方皆さん一致した見解だとは思いますが、そのために何が大事かと考えれば、やはり少しでも幼いときから多様な仲間と勉強し合い、交流をすることでお互いに理解を深めながら、二十年、三十年たったときに社会が大きく変わっていくのじゃないかなというふうに思うわけですね。

認定就学制度に乗らない子供たちというのは、実態、かなり一杯いるわけで、そういう子供たちが、先ほどおっしゃったように教育委員会によって通う学校を決められるというような御発言もございましたけれども、じゃ、今そういう状況で学んでいる子供たちは、この法律が作られることで出されてしまうのか、あるいはきちっと今後も認めてもらえるのであれば、それはこの法律の中のどの部分できちっと規定をされて読み込むことができるのかというのを教えていただきたいと思います。

○政府参考人(銭谷眞美君) 先ほど来取り上げていただいております学校教育法の七十五条の第一項、ここの規定は、小学校、中学校等に在籍をする障害のある児童生徒全体を指して、小学校、中学校は教育を、障害による学習又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする、こういう規定でございますので、先生お尋ねの児童生徒につきましては、この七十五条の一項に基づきまして教育が小中学校等において行われるということになるわけでございます。

○[林久美子君](#) もう少し具体的にお伺いをしたいんですが、七十五条の一項のどの部分かということでございますが、事前にお話を伺ったときは、その他教育上特別の支援を必要とする児童というところで読み込むことができるんですというふうに私はレクチャーを受けたんですが、それでよろしいんでしょうか。

○[政府参考人（銭谷眞美君）](#) 今先生のお話しされたとおりでございます。

○[林久美子君](#) どうもありがとうございました。しっかりとこれからも、できるだけ子供そして保護者、地域の実態に応じて、なるべくその当事者の思いが酌み取られるような形で、紋切り型で障害の種別や障害の重さによって切ってしまうのではなくて、これからの社会の形成を思ったときに、現実しっかりと目を向けていただいてお取り組みをいただきますようお願いを申し上げます。

七十一条と七十五条、特別支援学校の部分ですね、いろいろちょっと読み比べてみたんですけれども、かなり書きぶりに違うところがあるんだなということを感じました。七十一条の特別支援学校についての規定は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）となっているんですけれども、一方の七十五条の第二項では、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者と、ここまでは七十一条と文言一緒なんですけれども、ここからが違ふと。病弱者の規定がないということと、弱視者、難聴者と表現が変えられておりまして、七十一条で視覚障害者、聴覚障害者と記されているのに対して表現の仕方が変わっていると。さらに、先ほど来いろいろ伺っておりますが、これ言語障害とかが入るといふふうに言われている、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なものというような規定も入っていると。

伺いたいのは、何で病弱者の規定がないのかということと、片方は視覚障害者と書かれているものがもう片方では弱視者になっていると。もう一つの方では聴覚障害者と書かれているものが一方では難聴者と書かれていると。ということは、何を意図してわざわざ書きぶりを変えられたのかということをお伺いしたいと思います。またあわせまして、こういう書きぶりを見ると、どうしても思ってしまうのが、じゃ、例えば全盲の子供たちは通常の小中学校では支援を受けることができないのかな、特別支援学校に行くという選択肢しか残されないのかなという不安を感じるわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○[政府参考人（銭谷眞美君）](#) ちょっと説明が長くなることをお許しを

いただきたいと思いますけれども。

まず、学校教育法の七十一条に規定をする特別支援学校が教育の対象とする障害を持つ児童生徒の障害の程度につきましては、具体的には学校教育法七十一条の四において政令に委任をされておりまして、政令において障害の程度についての基準が示されることになるわけでございます。

一方、学校教育法七十五条の二項は、特別支援学級を設けて、その教育の対象となる障害を持つ児童生徒について規定をいたしております。その特別支援学校の対象となる児童生徒の障害の程度は、特別支援学校が教育の対象とする程度ではない比較的軽度の障害ということを考えております。したがって、法律上、例えば視覚障害者、七十一条では視覚障害者と書いてある部分が、七十五条の二項では弱視者といった表現に、規定になっているということでございます。

いずれにいたしましても、学校教育法におきましては、特別支援学校と特別支援学級のそれぞれにつきまして対象となる障害の程度が異なるという前提に立って、各障害に係る規定のしぶりになっているということでございます。

それから、病弱者、病弱児の規定につきましては、学校教育法七十五条第二項で身体虚弱者のために特別支援学級を設置することを可能にしております。七十五条の三項では、疾病によりまして療養中の児童生徒に対しまして、いわゆる院内学級という形で特別支援学級を設置をするということを可能にいたしております。この場合、病弱者ということになると思いますけれども、このように療養中の病弱者に対しても特別支援学級の設置は可能にしているところでございます。

なお、現行の学校教育法施行令では、盲・聾・養護学校等への就学の対象となる児童生徒の心身の故障の程度について規定をいたしております。この規定に該当する児童生徒はすべて盲・聾・養護学校に就学しなければならないという運用は今は行っておりません。すなわち、その政令に該当する児童生徒であっても、当該児童生徒の障害の状況に照らして地域の小学校、中学校において適切な教育を受けることができる市町村教育委員会が認める場合には、地域の小中学校へ入学をするということがございます。就学に際しましては、専門家や保護者の意見を聞いた上で総合的に判断をするというのが現在の運用でございます。

それで、したがって、これらの規定によりまして、保護者や専門家の意見を聞いた上で、障害に対応した小学校や中学校の学校の施

設や設備が整備されていることや、専門性の高い教員が配置されているなど環境が整っているといったようなこと、あるいは小中学校においてそういうことで適切な教育を受けることができると市町村の教育委員会が判断する場合には、お尋ねのような児童生徒であっても小中学校に就学をさせるということがあり得ることでございます。

○[林久美子君](#) ありがとうございます。

つまりこういうことなんですね、多分。七十一条と七十五条の書きぶりの違いというのは、このほかにも教育の目的の部分についても、ちょっと省略をしますが書きぶりが違うのですけれども、いわゆる施行令の二十二条の三項でしたっけ、ですよ、あれの規定を境に非常に巧みに分けられているんだなということを感じております。その例外としてあるのは認定就学制度であり、先ほど来御答弁をいただいているような市町村が独自に十分な体制を取ったときに例外的に認められると。

しかしながら、教育の根本、障害者政策の根本、あるいはこれからの社会を考えたときに、この後、多分、また後ほど神本委員の方からも御質問あると思いますけれども、ベースは、共通の土壌に障害のある子もない子は私はやっぱり置くべきだと思うんですね。その上で、認定就学制度の問題もそうですけれども、基本は地域の小中学校に通うんだと。その中で、なかなか支えられる体制が整わない、あるいは子供さん、保護者の皆さんが、いや、うちは特別支援学校の方に行って何らかのこういった知識を身に付けたいんだという場合は、選択肢としてそちらに行くことが認められると。やっぱりこのベースのラインを、軸足の置き方をもう一度考えていただきたいなということをお願いを申し上げます。

そして、済みません、ありがとうございます。

次なんですけれども、七十一条の四に障害の程度は政令でこれを定めると、先ほど来お話のある学校教育施行令なんですけれどもね、されていますけれども、これは特別支援学校に就学させる際の判別基準的な要素を持っているものでございます。

しかしながら、一方の特別支援学級に関しましては障害の程度を政令に委任する規定は設けられておりません。

これは、現行法でもそうですけれども、特別支援学級に関しては、かつてこういったものが存在をしております、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」という通達があるわけでございますけれども、これ昭和五十三年に出たものなんですけれども、要す

るに、これの中で、IQによって区切られているわけですね。例えば、二十以下の者、二十ないし二十五から五十の程度、五十から七十五の程度、非常に分断をされていると。大まかに言うと、IQ五十以下の者は養護学校に就学をさせて、又は特殊学級に入れて指導することが望ましいということをおっしゃっています。

つまり、国としては、施行令の二十二条の三で障害の程度を示しつつ、更に細かな基準をこうした通達で示して、まあ言葉は悪いですけども、IQで選別しているとしたかと思えないという状況が続きました。

今回の学教法の改正によりまして、こうした通達、言ってみれば新たな判別基準を作って都道府県や市町村を指導するという事はないんだと確認をさせていただきたい。既に地方分権一括法によって自治事務になっているんですから、それは各自治体に任せていかれるというふうな受け止めてもよろしいんでしょうか。よろしく願いいたします。

○政府参考人(銭谷眞美君) 就学に関する事務につきましては、お話のように、市町村の自治事務となったところでございますが、特別支援学級につきましては、全国的に著しい不均衡が生じないように、国において学級編制の基準を定めるとともに、これに必要な教員給与を国庫負担の対象としているところでございます。

このように、国としての責務を果たす観点から、現在の特殊学級につきましても制度の運用に当たりまして一定の障害の種類及び程度を示しているところでございまして、特別支援学級につきましても引き続き特殊学級が対象としております児童生徒の障害の程度等を示すことを今考えているところでございます。

○林久美子君 済みません、要するにそれは基準は作るということなんですか。もう一度お願いします。済みません。

○政府参考人(銭谷眞美君) どういう基準の示し方をするかというのは十分検討しなきゃなりませんが、特別支援学級が対象としている障害の程度等についてはこれを示すということをおっしゃっています。

○林久美子君 ということは、これ、平成十四年の五月二十七日付けの「障害のある児童生徒の就学について」というこの通知がございませぬ。先ほど御紹介をした「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」は、これはもう既に失効していると、地方分権一括法によってしているというふうな伺ってございまして、今あるのは多分これだと思うんですね。これを更に変えて、新たに出されるのかどうか、そういうことになるんでしょうか。

○政府参考人（銭谷眞美君） 先生からお話がありましたように、昭和五十三年十月の初等中等教育局長通知は、もうこれは廃止をいたしております。現在の通知としては、平成十四年五月の「障害のある児童生徒の就学について」と記されました初等中等教育局長通知でございます。基本的にはこの初等中等教育局長通知を基本とすることを考えております。

○林久美子君 ということは、この通知を変えるか変えないかは今後の検討課題なんでしょうけど、大きくは変わらないと。変わらない可能性も大であるというふうに受け止めてよろしいわけですよ。よろしいですよ。—はい。

ということなんでございますが、ただ、実態を見てみますと、数多くの自治体が先ほど失効となっただけの古いバージョンのIQによって区切られているものをいまだに基準として使っているところが本当に多くあるわけでございます。この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣（小坂憲次君） 今の局長の答弁繰り返すようにもなりますけれども、特殊学級への就学につきましては、先ほどから御紹介がありました平成十四年五月二十七日の通知におきまして障害の種類及び程度を示すとともに、各都道府県における適切な取組を促しているところでございます。この通知において従前の関連通知は廃止したということになりますので、先ほど御指摘のありました五十三年十月の初等中等教育局長通知はこれによって効力を失っております。

今御指摘がありましたように、特別支援教育を含めて初等中等教育に関する各種施策につきましては、都道府県の教育委員会を始めとする関係機関の理解と協力が十分でないという御指摘でございます。それにつきましては、今後、様々な機会をとらえまして適切な取扱いについての周知徹底を図っていくということでございまして、新たな、この十四年五月にオーバーライドした通知は今のところ出すつもりはございませんけれども、この基準はそのままでございますので、しかしながら、従来の取扱いを継続しているような事例があるという御指摘もありますし、しっかりと周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

○林久美子君 是非お願いしたいと思います。

実際に子供たちが学ぶ一番近いところにあるのが市町村であり都道府県であるわけでございますので、その部分でいまだに非常に乱暴な区切り方をされているものを判断基準に使っているということはもう本当にもう嘆かわしいことでもありまして、そういう障害を持っているお子さん、あるいはそういう子供を持っている保護者の思いに立っ

たときに、本当にそのニーズにこたえた温かい教育をしていくために、こういう乱暴なものはもう失効したんだ、もっと地域でこういう教育をしていきましょうと、むしろ新しいビジョンを示していただくようなつもりで周知徹底を図っていただければというふうに思っています。

では、残りの質問は午後へ譲らせていただきます。

ありがとうございました。

○[林久美子君](#) 午前中はどうもありがとうございました。引き続きまして、よろしく願いいたします。

冒頭、是非ちょっとこれ大臣にお願いをさせていただきたいんですけども、この通知の件なんですけれども、これが変わらないということでございましたら、再度周知徹底をするという観点からいま一度全国に出していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○[国務大臣（小坂憲次君）](#) 先ほど答弁申し上げたとおり、もう失効しているものでございますので、古いものが行われていること自体、本来あるべきではないわけでございますので、そういう観点から、今後ともいろいろな機会を通じて周知徹底を図るということは申し上げました。

今後、そういった事例が私どもで確認がされましたら、それに個別的な対応をするか、あるいは包括的に新たな通知を出すか、検討させていただきたいと思います。いずれにしても、そういうものをなくすように努力いたします。

○[林久美子君](#) ありがとうございます。是非前向きに御検討をお願いいたします。

それでは次に、今回の法案で新たに特別支援学校に加わる機能としてセンター機能がございませけれども、この点についてお伺いをさせていただきます。

今回の改正案で、特別支援学校には特別支援教育等に関する相談・情報提供機能や障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能など、そうしたセンター機能を持たせるということですが、これ事前にいただいた文部科学省さんの資料でございますけれども、支援をする先に、幼稚園、高校、中学校、小学校、保育所というふうになっているんですね。うちの子供も実は今保育所に通っていますので大変心強いなと思った次第なのですが、実はこれ、法律を読んでみますと、条文の七十一条の三では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第七十五条第一項に規定する生徒又は幼

児の教育に関する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとするというふうに規定をされています。

言ってみれば、保育所が外れておりまして、特別支援学校からの助言や援助を受けることのできる対象というのがいわゆる学校に限られてしまっている、学校の列挙という形になっております。

支援が必要なのは、今更申し上げるまでもなく、学校だけではないはずでございます。幼稚園と同様、保育所でもそうした支援は求められているし、子供にとっても保護者にとっても働いていらっしゃる先生方にとっても、そうした助言、援助をもらいたいと思っていられる方数多くいらっしゃると思いますけれども、何で今回法案から保育所が外されてしまったのか、理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○副大臣（馳浩君） センターの機能に関しては今までも、努めることというふうな書きぶり、努力義務規定のようなものであったのを、今般の改正で明確に法律上位置付けたと。

そこで、委員御指摘の点であります。三つの理由がございます。

まず、想定される機能や対象は多岐にわたるものであり、法律の規定としては、このうち中核的なものについて定めることが適当であると考えられること。

二つ目は、特別支援学校は障害のある児童生徒等の教育についての専門性を有する教育機関であり、助言、援助の内容についても教育にかかわるものが中心となると想定されることから、助言、援助の対象としては教育機関を明示することが適当と考えること。

三つ目は、保育所などの児童福祉施設を始めとする各種施設までも網羅的に明示することは適当ではないと考えること。ちなみに、考えられる各種施設等についての例は、委員御指摘の保育所とか児童自立支援施設などの児童福祉施設、障害者福祉施設、病院、保護者などが考えられるところであります。

○林久美子君 今回のこの条文の読み方なんですけれども、これは例示列挙なのか、限定列挙なのかということではいかがでしょうか。

○政府参考人（銭谷眞美君） 今回法律に規定をいたしましたのは、教育にかかわる者が中心になるということが想定されていることから、典型例として教育を行う学校を規定をしたわけでございますが、これはあくまで例示の列挙でございます。これ以外の機関に対する支援を行わないというものではございません。

○副大臣（馳浩君） 御指摘の点についてですが、しかしながら、助言

や援助の対象としては第七十一条の三に規定されていない機関等を排除するものではなく、保育所も助言、援助の対象となると考えております。

この点については、施行通知等により明らかにしていくことを考えております。

○林久美子君 ありがとうございます。

是非とも、例示列举であるということであれば、ちょっと気になるのは優先順位の部分なんですね。要は、努力義務であるという以上それすらかなわない可能性も当然あるわけございまして、小学校、幼稚園、中学校というものに初めて支援の手が伸びて、それが完成してから保育所という形になるのではないかなという点で非常に危惧をしております。そうした意味では、先ほど馳副大臣がおっしゃいました三つの理由の中の一つ目に中核的なものという表現がございましたけれども、中核的なものという概念からは恐らく保育所は外されたのであろうと思っております。

また、一方で排除するものではないということございまして、しっかりと施行通知等でフォローいただけるということございましてけれども、同じ年の子供たちが、保育所に行っているか幼稚園に行っているかというのは、すなわち保護者の方が働いているかいないか、特にお母さんが働いているかいないかによって行っている、学ぶ場が違うわけですね。今衆議院の方で審議をされている認定こども園でもそうですけれども、その親の就労形態によって子供たちが受けられる教育、保育、あるいは支援の内容に差が付いてしまうというのは決して望ましくないし、不自然なことなんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、後回しになることのないように極力お願いをしたいと思っておりますし、せっかくでございますので、この条項を是非、今回、等という言葉も要するに入っていないわけですね、学校に限定していらっやって。修正もいただきたいと思うんですけれども、それは可能でしょうか。

○国務大臣（小坂憲次君） ただいま馳副大臣が御答弁申し上げましたように、また局長からも答弁いたしましたように、まあ言ってみれば例示的な規定として書いてあるわけございまして、それ以外の、その他の施設等を排除しない、すなわちそこは差別しないということあります。

この施行に当たりましては、当然施行通知出しますので、その施行通知の中にただいまの御意見も踏まえて例示をさせていただきます。

例示の中に、これを限定するものではないという趣旨のことが分かるようにさしていただきまして、誤解を解いていきたいと、このように思いますのでよろしく申し上げます。

○[林久美子君](#) 前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。
した。

なぜ私がこういうことを申し上げるかといいますと、実際に私の周り、友人の子供さん、あるいは親戚の子供も、本当に今発達障害を含め多様な障害を抱えながら悩んでいる人って本当に今増えているわけなんですね。特に、長崎で何年か前に事件がございましたね、駿ちゃんの。あの事件があったときなどに、私の知っているそういう発達障害を抱えた子供のお母さんは、通っていらっしゃる保育園の、保育所のほかのお母さんたちに、おたくの子供が来るとうちの子が殺されるからもう連れてこないでくれと、こんなことすら言われているわけですね。

障害というのは、なるべく早い時期に発見をして適切な支援を受ければ、十分に社会の中でともに共生をしていくことができると、その年齢というのは保育所にいようと幼稚園にいようと変わらないし、その支援を求めるのは子供のみならず保護者の方も同じなわけです。

私の地元滋賀県でも、長浜で、幼稚園でございましたけれども、園児二人が同級生の母親から殺害をされるという事件がございました。もちろん、決して許されることではありませんし、本当にひどい事件であって憤りを感じたわけでございますけれども、一方で報道されているのは、殺害した加害者が子育てについての非常に不安を抱えていたということも伝えられております。保育所、幼稚園にとらわれず、本当に前向きな支援の手を差し伸べていただきますようお願いを申し上げます。

そしてまた、今回の七十五条では、先ほども、午前中にも申し上げましたように、幼稚園においても障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとするというふうにされておるわけですが、七十五条の二では、特別支援学級を置くことのできる場所として今度は幼稚園が含まれていないのですね。

これはなぜなのかということを知りたいわけなんです、幼児期の段階では学級を分けて行うことが正しくないと、統合して行う方が良くとお考えでこういう形を取られたのか、あるいは特別支援学級を置くような財政的な余裕もなかなかないという厳しい現状からきたものであるのか、是非教えていただきたいと思っております。

○政府参考人（銭谷眞美君） ただいま先生からお話がありましたように、七十五条の一項で幼稚園も特別支援教育の対象として規定をしているところでございます。

ただ、七十五条の二項では、幼稚園については特別支援学級を置くという規定がないということでございますけれども、これは、これまでも幼稚園教育につきましては特殊学級の時代も特殊学級は置かないということできたわけでございます。その背景でございますけれども、小学校以上の教育が各学年ごとに体系的に定められた教科の内容の習得を中心として行われるというものであるのに対しまして、幼稚園の教育が子供集団の中での子供同士のかかわりを基本としながら、遊びや具体的な体験活動を通じて様々な力が身に付けられるように指導を行うという、その幼稚園教育の特性にあるというふうに考えております。したがって、障害児により編制をされる通常学級とは異なる教育活動を実施をする特別支援学級というのは、今回の改正においてもこれまでの取扱いと同じということにした次第でございます。

なお、幼稚園教育要領におきましては、幼稚園における障害のある幼児の受入れにつきまして、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通じて全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮をすることと記してございまして、幼稚園における障害のある幼児の教育について必要な配慮事項を示しているところでございます。

○林久美子君 分かりました。ありがとうございました。

このセンター機能につきましては、私は保育所も含めてほしいという思いに変わりはないわけですが、何せ一番最初の中核的なものとして拳がっている学校にすら手が届かない可能性があるという先ほど申し上げましたけれども、要はやっぱり人と財源であるというふうに思っている次第でございます。

今回、先ほど人的な配置が十分に行われるのかどうかというような議論もございましたけれども、言ってみれば、学校の先生がきちっと専門知識を持って育成をされていくことと十分に配置をされていくこと、そうした基盤整備を果たさずしてこのセンター機能はあり得ないと、正に絵にかいたもちに終わってしまいますので、しっかりとその点も御努力をいただきたいと思っております。

今申し上げました学校の先生方の専門的な知識ということでございますけれども、そうした意味では、幼稚園の先生あるいは保育士の皆さんにも一定、幼いころからきちっと適切な教育をしていくためには、

様々な障害についてより一層深い専門的な知識を養っていただくということが保護者の立場からしても非常に安心であるなというふうにいるわけでございますけれども、これは是非文部科学省さんと厚生労働省さんにお伺いをしたいんですけれども、養成課程でカリキュラムの見直しというのは一つの課題であると思います。この点についてはどのようにお考えであるか、お聞かせください。

○政府参考人（[銭谷眞美君](#)） 幼稚園教員につきまして、特別支援教育に関する理解を促進をし、その資質、能力の向上を図ることは大変大きな課題でございます。

幼稚園教員の養成段階におきましては、平成十年に、障害のある児童等の心身の発達や学習の課程に係る内容の必修化という措置を行っているところでございまして、幼稚園教員になる方はこの障害のある児童生徒の心身の発達や学習の課程について学習をして免許を取得をしているということでございます。

さらに、昨年四月、発達障害者支援法の施行に際しまして、文部科学省よりすべての国公立大学等に対しまして、幼稚園等の教員養成課程において発達障害に関する内容も含めて取り扱うように、その充実に努めるよう通知をして、その内容の充実に促しているところでございます。

今後とも、教員養成カリキュラムにおける特別支援教育に関する内容の充実に促進等を通じまして、幼稚園等の教員の特別支援教育に関する資質、能力の向上に努めてまいりたいと思っております。

○政府参考人（[白石順一君](#)） 保育士の養成課程のお尋ねでございました。

保育士の養成課程におきましては、障害をお持ちのお子さんに関する知識の習得という観点から、様々な障害への理解、それから障害をお持ちのお子さんへの個別援助の方法等を学ぶための障害児保育という科目が必修となっております。同じく必修の科目であります精神保健あるいは発達心理学、それから小児栄養という科目におきましては、それぞれ乳幼児の心の健康障害であるとか乳幼児期の発達援助の在り方、それから障害児の食生活等々を内容とした必修科目がございまして、全体の六十八単位の中の七単位がこれらの障害関係の必修の科目ということになっております。

また、厚生労働省におきましては、保育所におきますそういう障害児保育に必要な専門的知識、技術に関する教育訓練という観点から、毎年障害児保育担当者の研修会を実施をしております。

このようないろいろな取組を今後更に充実を図ってまいりまして、障害をお持ちのお子さんの健全な発育、発達ということに関しての保育士の専門性と資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

○[林久美子君](#) 両省とも本当にそれぞれに工夫を凝らしながら取り組んでいらっしゃるということでございますけれども、聞くところによりますと、やはり今の体制ではなかなか厳しいと、先生方にもそれぞれに迷いがあるということを非常によく聞きます。進んでいるところでは既に専門知識を持った医師の方なんか定期的に来ていただいているんな御指導をいただいているということも伺っておりますけれども、また国としても何らかそういう、自助努力というか、に頼るだけではなくて、いろんなところと連携をしながら、医療機関も含めて、医師そのものにまだまだ専門家が少ないという問題もございますけれども、多様な角度から是非子供たち、そして保護者の皆さん、御支援をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、後の質問は神本委員の方に譲らせていただきます。

どうもありがとうございました。